

商工センター地区活性化検討会M I C E 部会開催要綱

(目的)

第1条 商工センター地区におけるM I C E 施設整備検討を契機としたまちづくりの検討を行うため、「商工センター地区活性化検討会M I C E 部会」(以下「部会」という。)を開催する。

(意見交換)

第2条 部会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 商工センター地区におけるM I C E 施設整備検討を契機としたまちづくりに関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 部会の構成メンバーは、構成員、アドバイザー及びオブザーバーとする。

2 構成員は10名程度とする。

(座長)

第4条 部会に、構成員の互選により座長1名を置く。

2 座長は、部会を進行する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、市長が必要と求めるときに開催し、座長が議長となる。

2 部会は、非公開で行うこととする。ただし、市長が必要と認めるときは公開とすることができる。

3 部会において、市長は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、経済観光局観光政策部M I C E 戦略担当において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、経済観光局長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱は、部会としての役割を終えた日にその効力を失う。